

「大阪府土壌・地下水汚染等対策検討委員会」設置要綱

（設置目的）

第1条 大阪府域の土壌、地下水等の地盤環境を保全し、汚染対策及び地盤沈下対策の推進を図ることを目的とし、大阪府土壌・地下水汚染等対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 原因究明に関すること
- (2) 浄化対策に関すること
- (3) 事後監視に関すること
- (4) その他土壌・地下水汚染対策及び地盤沈下対策のために必要なこと

（組織）

第3条 検討委員会の委員は、別表1に掲げる者で構成する。

2 検討委員会に委員長を置き、別表1に掲げるものの互選により選任する。

（会議）

第4条 検討委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要に応じて、別表1に掲げる以外の者の検討委員会への出席を求めることができる。

（庶務）

第5条 検討委員会の庶務は、大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月2日から運用する。

附 則

この要綱は、平成13年8月8日から運用する。

附 則

この要綱は、平成15年2月25日から運用する。

附 則

この要綱は、平成17年1月11日から運用する。

附 則

この要綱は、平成18年11月2日から運用する。

附 則

この要綱は、平成20年3月25日から運用する。

別表1

阿部	信晴	大阪大学大学院工学研究科准教授
平田	健正	和歌山大学システム工学部教授
藤田	正憲	大阪大学名誉教授・高知工業高等専門学校長
益田	晴恵	大阪市立大学大学院理学研究科教授
村岡	浩爾	大阪大学名誉教授